

中運自監旅第 77の3
中運自監貨第 76の3
中運技保第 111の3
令和3年11月11日

中部交通共済協同組合
理事長 鈴木基浩 殿

国土交通省中部運輸局
自動車交通部長
自動車技術安全部長

運転者に対する運転適性診断の適切な受診及び指導の徹底について

平素は、国土交通行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。
標記について、別添のとおり管内各運輸支局長へ通知しておりますので、了知され
るとともに運行管理者指導講習での周知方よろしくお願いいたします。

中運自監旅第 77号
中運自監貨第 76号
中運技保第 111号
令和3年11月11日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車技術安全部長

運転者に対する運転適性診断の適切な受診及び指導の徹底について

一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者は、それぞれ旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、事業者が選任する運転者の状況に応じ、国土交通大臣が認定する適性診断（以下、「義務診断」という。）を受けさせ、その結果に応じた特別な指導を実施しなければならないとされている。

令和3年度上半期に中部運輸局管内において実施された自動車運送事業者に対する監査についてその状況を確認したところ、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する監査のうち義務診断未受診の指摘が監査件数全体の5割を超えたことが確認された。

また、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し適正化実施機関が実施している巡回指導においても令和元年度から令和2年度にかけて義務診断の未受診及び特別な指導の未実施の指摘が巡回指導全体の3割に達していることが確認されている。

運転適性診断はその受診結果を基に運転者の運転適性を運転者自身及び事業者が把握するとともに、事業者はその適性に応じたきめ細かな指導を行うことで事故の未然防止を図るための極めて重要な取組の一つとして位置付けられ、これらの未実施は違反行為として行政処分の対象となるのみならず重大事故に直結しかねない行為であり、適切な受診及び指導の実施が求められる。

については、義務診断受診対象者の有無の確認、運転者の雇い入れの日または運転者の生年月日を把握することによる受診期日の特定・受診日の計画、受診結果を用いた指導の計画的な実施等、運転適性診断の適切な受診及び指導を実施するよう、管内の関係事業者に対し徹底されたい。

なお、別添のとおり中部霊柩自動車協会会長、管内各運行管理者講習認定機関、管内各適性診断認定機関及び一般財団法人中部貸切バス適正化センター代表理事あて通知したので申し添える。